

第3 一般取扱所

1 取扱所

取扱所とは、危険物の製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項による許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)

一般取扱所は、給油取扱所、販売取扱所及び移送取扱所のいずれにも該当しない危険物の取り扱いを行う全ての場所が該当し、その形態は極めて多様である。

技術上の基準については、最終的に危険物を製造する取扱形態とはならないものの、危険物の混合、分離、加熱、加圧等の物理的操作や化合、分解、重合等の化学的操作を行う工程が存在するものが多くあり、これらは、危険物の取扱操作からみれば、製造所と同様であることから、基本的形態としては、危政令第9条の製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準が準用されている。(危政令第19条第1項)

しかしながら、製造所における工程と類似性のないものや、製造所では見られない特別な設置条件の場所に設置されるものがあり、これらについては、取扱形態を典型的に分類し、その施設の形態に応じた位置、構造及び設備の技術上の基準の特例が定められている。(危政令第19条第2項)

2 一般取扱所

一般取扱所とは、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所に該当しないものであって、危政令第19条第2項により、類型化されるもののほか、次のような施設をいう。

ア 危険物を消費するもの

反応・ボイラー等・希釈・溶解・印刷・混合・研究実験・塗装

イ 危険物の循環するもの

ドライクリーニング・油圧装置・潤滑装置・熱媒加熱・抽出(洗浄・溶媒)

ウ 危険物の詰替作業を行うもの

缶詰・びん詰・ドラム詰・ローリーへの払い出し場

エ 危険物の通過するもの

レットルはり・色装・ろ過・計量

オ 危険物の停滞するもの

熱処理・熟成・かくはん・ディッピング塗装・荷出場

カ 危険物を原料として種々の化学反応を伴う製造所と類型化した施設であっても、最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。(★)

キ 危険物等の混合のみを工程とする場合で、最終製品が危険物であっても原料と製品の性質及び性状が大きく変更のないものは、一般取扱所とすることができる。(★)

ク 1日に指定数量以上の燃料を使用するボイラー室は、一般取扱所としての規制の対象となる。

(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

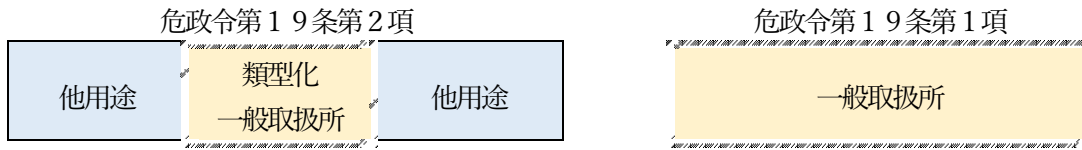
ケ 屋外に貯蔵タンクを設け、当該貯蔵タンクから配管によりバーナーに送油して、1日に指定数量以上の危険物を消費する工場については、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所としてそれぞれ規制の対象となる。

(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

コ 屋外貯蔵タンクより指定数量以上の危険物をドラム缶に詰め替える場合、一般取扱所の設置を必要とする。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

3 規制範囲

(1) 一般取扱所は、危政令第19条第2項の規定により建築物の一部に設置され、これが規制対象とされる場合以外は、原則として一棟又は連続した一連の工程が許可の範囲となる。(下図参照)



(2) 一般取扱所は、原則として、棟又は1工程の単位で、かつ、場所的に一体性を有すると認められる範囲及びこれらに付属する保有空地を一の一般取扱所として規制する。

ただし、次に掲げるものは、別件として規制する。

ア 一般取扱所の作業工程上関連設備であっても、明らかに貯蔵を目的とする倉庫、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンク。

ただし、当該一般取扱所(次のイに掲げるものを除く。)の貯蔵タンクで貯蔵する数量が1日に取り扱う数量未満であれば、付属設備とすることができる。(下図参照)

| | | | | |
|----|-------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 用途 | 一般取扱所 | 屋外貯蔵タンク 取扱数量未満 | 屋内貯蔵タンク 取扱数量未満 | 地下貯蔵タンク 取扱数量未満 |
| 区分 | | 一般取扱所の附属設備 | | |

また、製造プラント等で、原料や中間体、製品等を一時的に貯蔵する場合にあっては、10日以内の数量を限度とし、付属設備とすることができる。

イ ボイラー設備等の一般取扱所の主タンクである屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び地下貯蔵タンク
(下図参照)

| | | | | |
|----------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 用途 | ボイラー設備等 一般取扱所 | 屋外貯蔵タンク 主タンク | 屋内貯蔵タンク 主タンク | 地下貯蔵タンク 主タンク |
| 区分 | | 屋外タンク貯蔵所 | 屋内タンク貯蔵所 | 地下タンク貯蔵所 |
| 指定数量未満のとき⇒少量危険物として規制 | | | | |

4 指定数量の求め方(★)

(1) 一般取扱所における危険物の取扱数量及び倍数の算定の方法については、一般取扱所の形態により異なるので、例示すると次のようになる。

なお、危険物の取扱形態が複合する危政令第19条第1項の一般取扱所にあつては、それぞれの形態における最大取扱量の合計とする。(下図参照)

| | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------|
| 非危険物製造 | 消費 | 詰替え | 洗浄 | 油圧設備 | 指定数量 最大取扱量の合計 78倍 |
| 最大取扱量 | 最大取扱量 | 最大取扱量 | 最大取扱量 | 最大取扱量 | |
| 15倍 | 6倍 | 29倍 | 14倍 | 14倍 | |

危政令第19条第1項の例

また、一棟で危険物の取扱形態が複合する危政令第19条第2項の一般取扱所にあつては、区画室、設備単位又は屋上ごとにおける、それぞれの最大取扱量とする。(下図参照)

| | | | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------|--|
| 洗浄 | 切削装置 | 焼入れ | ボイラー | 発電装置 | 指定数量 |
| 最大取扱量 29倍 区画室 | 最大取扱量 29倍 区画室 | 最大取扱量 9倍 設備単位 | 最大取扱量 9倍 設備単位 | 最大取扱量 9倍 屋上 | 洗浄(区画室) : 29倍 切削装置(区画室) : 29倍 焼入れ(設備単位) : 9倍 ボイラー(設備単位) : 9倍 発電装置(屋上) : 9倍 |

危政令第19条第2項 区画室の例 ※一棟では、5の一般取扱所となる。

ア 非危険物製造の一般取扱所(危険物を混合する一般取扱所を含む。)

石油類を原料とするプラスチックの製造又はナフサの分解による都市ガスの製造のような場合は、製造所の例により算出した量を当該取扱所の取扱量とする。

イ 消費の一般取扱所

ボイラー、バーナー等による灯油や重油の消費、自動車等への吹き付け塗装による塗料の使用のような場合は、1日当たりの危険物の消費量が最大となる日の量又はサービスタンクに収容する量のうちいずれか大なる数量をもって当該取扱所の取扱量とする。

ただし、予備用発電所又は非常電源用の発電機室等の一般取扱所の燃料最大消費量については、原則として、24時間連続運転をする場合の燃料消費量とするが、実態に即して運転したときの燃料消費量をもって当該取扱所の取扱量とすることもできる。

実態に即して運転したときの燃料消費量とは、次のようなものをいい、大なるものを取扱量とする。

- (ア) 試運転や点検時の燃料最大消費量
- (イ) 対応する災害時の燃料最大消費量
- (ウ) 2時間運転する場合の燃料消費量(消防用設備に係るもの)
- (エ) サービスタンク等に収容する量

ウ 充填、詰め替えの一般取扱所

移動タンク貯蔵所への危険物の充填又は鋼製ドラム等の容器への詰め替えのような場合は、1日当たりの充填又は詰め替え量をもって当該取扱所の取扱量とする。

ただし、危政令第19条第2項に基づく容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱数量のうちいずれか大なる数量をもって当該取扱所の取扱量とする。

エ 油圧、循環の一般取扱所

油圧プレス設備、潤滑油循環設備、熱媒油循環設備等において潤滑油等を使用する場合は、当該設備等における瞬間最大停滞量をもって当該取扱所の取扱量とする。

オ 洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所

洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量をもって取扱量とする。

使い捨てするもの及び系外に排出するものは、一日の使用量をもって取扱量とする。

洗浄後一部の危険物を系外に排出するものは、一日の使用量と瞬間最大停滞量を合算した量をもって取扱量とする。

(一般取扱所の基準)

危政令第19条第1項

1 審査基準

「一般取扱所に係る審査基準」については、下記によるもののほか、「製造所」の例によること。

2 他用途が存する一般取扱所の範囲

建築物の内部をA・B・Cの3室に区画し、A室及びB室において、それぞれ接着剤を塗布する作業及び機械の洗浄等に指定数量以上のトルオール等を使用し、C室は、包装室等で危険物の取扱いを行わない。

このような形態の工場は、一の一般取扱所として規制される。(S39.7.9 自消丙予発第65号質疑)

**3 危険物の一時的な貯蔵**

危険物を充填作業から出荷までの過程で、一時的(2~3日間)に容器入りのまま野積み状態を継続して取り扱っている場合は、充填所に隣接して野積みする場合であっても別の一般取扱所とし、空地の幅は屋外貯蔵所の基準に準じるものとする。

なお、貯蔵を目的とする場合は屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所として規制される。

(S36.5.10 自消甲予発第25号通知、S40.1.19 自消丙予発第8号質疑、S40.4.15 自消丙予発第71号質疑)

4 トラック上で危険物を充填する一般取扱所

トラック上でドラム缶に危険物を充填する一般取扱所については次によること。

(S42.6.5 自消丙予発第35号質疑)

- (1) 適用危険物 引火点40°C以上のものに限ること。
- (2) 設備構造規制
 - ア 電磁式液圧弁付流量計(200lセットマイクロスイッチ内蔵)を設けること。
 - イ 自動閉止装置付ノズルを用いること。
 - ウ 一般取扱所全体を覆う固定消火設備「エアフォームヘッダー」を設けるとともに必要な第4種、第5種の消火器を設けること。
 - エ 使用ドラム缶の総てが充填前に必ず水圧テスト(水槽中0.1MPa以上加圧)を行い合格したものであること。

5 残ガス排出設備

ローリー積場の残ガス排出設備を次の方法により、一般取扱所(ローリー積場)内に設けることは差し支えない。(S56.10.6 消防危第129号質疑、S52.3.22 消防危第41号質疑)

- (1) 吸引ブローアにより吸引されたタンクローリー内のガスはローリー出荷場の屋根上部より2mの高さから排出する。
- (2) 機器については、耐圧防爆型を使用する。
- (3) 静電気対策については、既設アース受信部を改造する。

6 オイルタンク等の規制

建物内にオイルタンク、オイルポンプ、オイル清浄器、オイルクーラー等を設置し、プレス機を建物から3m離れた位置に設置する一工程の施設は、これらの設備全般にわたって一般取扱所として規制すること。

(S56.10.7 消防危第134号質疑)

7 有機溶剤回収装置

一般取扱所において発生する有機溶剤を含む排ガスの処理設備は、当該一般取扱所に含めて規制して差し支えないこと。なお、有機溶剤の回収は危険物の製造には該当しない。

(S59.6.8 消防危第 54 号質疑)

8 鉄道貨物運搬車への詰め替え

危険物をタンクローリーで鉄道貨物駅に移送し専用の運搬車に詰め替えを行う場合は、タンクローリー専用運搬車及び軌道の一部を含めた範囲を一般取扱所として規制できるものとする。

この場合、第3種消火設備に替えて粉末を放射する大型消火器（毎秒 0.6kg 以上の放射能力で 60 秒以上連続して放射できるもの。）を1個以上設けるほか、危省令第33条第2項第2号の規定により第5種消火設備を設けること。（S58.11.16 消防危第 118 号質疑）

9 危険物の荷捌き

危険物を運搬容器入りのままで荷降ろし、仕分け、一時保管及び荷積みを行う場合は、荷扱場及び停留所、集配車発着場並びに荷扱場と一体の事務所を含めて一の一般取扱所として次により規制できること。

(S57.8.11 消防危第 82 号質疑)

- (1) 危険物の量は 50 倍以下
- (2) 危険物の一時保管は場所を指定し、一般貨物と区分すること。
- (3) 建築物は壁体のない構造とし、保有空地は屋外貯蔵所の規定を適用する。
- (4) 消火設備は一般貨物用として第1種消火設備を設けるほか、危険物対応として第4種及び第5種消火設備を設置すること。

10 共同住宅等における燃料供給施設

共同住宅等における燃料供給施設については、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（H15.8.16 消防危第 81 号通知、H16.6.4 消防危第 61 号通知）によることができる。

11 発電所、変電所等の取扱い

発電所、変電所等の取扱いについては、次のとおりとする。（S40.9.10 自消丙予発第 148 号通知）

- (1) 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所において設置される危険物を収納している機器類のうち変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては、危険物関係法令の規制の対象としないものとする。
- (2) 一般取扱所に該当する発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所の位置、構造及び設備については、危政令第23条の規定を適用し、危政令第19条において準用する危政令第9条第1項第6号から第9号までの規定及び同条同項第12号の規定は適用しないものとする。

なお、危政令第20条第1項第1号及び第2号の規定は次によるものとする。

ア 危省令第33条の規定に該当する当該一般取扱所にあつては、第1種、第2種又は第3種の消火設備に替えて第4種の消火設備を設置することができる。

イ 危省令第34条の規定に該当する当該一般取扱所にあつては、第5種の消火設備を設置しないことができる。

12 希釈装置

エチルアルコールを水で希釈して濃度を 59%とする設備について、下図のように移動タンク貯蔵所からエチルアルコールを地下貯蔵タンクに貯蔵したのち、ポンプ設備を使用して配管中で水を混合する場合（1日1回、作業行程終了後軟水で配管・装置・地下タンク等を洗浄する）は、ポンプ設備を一般取扱所として規制し、地下貯蔵タンクを危政令第9条第1項第20号に規定するタンクとして取り扱う。

(S56.7.3 消防危第 83 号質疑)

13 タンクローリー充填所の上階

タンクローリー充填所（一般取扱所）の直上部に建築物（当該一般取扱所に関する事務所）は設けられない。
（S49.1.7 消防予第6号質疑）

14 NAS電池

ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所のうち一定の要件に適合するものについては、位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を適用して差し支えない。

なお、一定の要件については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（H11.6.2 消防危第53号通知、H24.6.7 消防危第154号通知）による。

また、ナトリウム・硫黄電池に関する運搬の技術上の基準については、平成19年3月12日消防危第59号によること。

15 引火点が250°C未満の動植物油類

動植物油類（引火点が250°C未満のものに限る。）の一般取扱所については、次によること。

- (1) 動植物油の地下貯蔵タンク（法別表備考第17号の規定により危険物から除かれる動植物油で、貯蔵量が10,000l以上のもの）に附属して注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が地下貯蔵タンクの直上部に設けられており、当該注入口等の部分において一日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、当該注入口等は、次により一般取扱所として規制する。（H1.7.4 消防危第64号質疑）

ア 一般取扱所となる範囲は、注入口から貯蔵タンクの元弁（元弁がない場合については、配管と貯蔵タンクの接続部）までとする。

- (2) 動植物油の屋外貯蔵タンク（法別表備考第17号の規定により危険物から除かれる動植物油で、貯蔵量が10,000l以上のもの）に附属して払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等が設けられており、当該払出口等の部分において一日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は、当該払出口等は払出し先の形態に応じて、危険物施設の許可を受ける必要がある。（H1.7.4 消防危第64号質疑）

この場合において、屋外貯蔵タンクに附属してポンプ設備を設置する場合は、払出し先の危険物施設の附属となるが、当該ポンプ設備から当該屋外貯蔵タンクに対する保有空地については、当該屋外貯蔵タンクを危険物とみなし、危政令第11条第1項第10号の2ロの規定によるものとする。（★）

- (3) 動植物油の屋外貯蔵タンク（法別表備考第17号の規定により危険物から除かれる動植物油貯蔵量が10,000l以上のもの）に附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が一般取扱所となる場合は、一般取扱所となる範囲は注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあつては、配管とタンクの接続部）までとする。また、当該一般取扱所の保安距離については、「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。（H1.7.4 消防危第64号質疑）

この場合において、屋外貯蔵タンク（同一タンクヤードに存する屋外貯蔵タンクを含む。）に附属する注入口等については、当該屋外貯蔵タンクに対する保有空地の規定を適用しないことができる。（★）

(特例を定めることができる一般取扱所)

危政令第19条第2項

1 特例を定めることができる一般取扱所

(1) 危政令第19条第2項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて、建築物の一部に設ける（「部分規制」という。以下同じ。）ことができる。（同令同項第4号及び第5号を除く。）

部分規制の一般取扱所には、主に区画室単位の規制及び設備単位の規制がある。

| 危省令 | 一般取扱所の名称 | 区画室 | 設備単位 | 屋上 | 複数設置 |
|-----------|----------|-----|------|----|------|
| 第28条の55 | 吹付塗装作業 | ○ | — | — | ○ |
| 第28条の55の2 | 洗浄作業 | ○ | ○ | — | ○ |
| 第28条の56 | 焼入れ作業 | ○ | ○ | — | ○ |
| 第28条の57 | ボイラー等 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第28条の58 | 充填 | — | — | — | — |
| 第28条の59 | 詰替 | — | — | — | — |
| 第28条の60 | 油圧装置等 | ○ | ○ | — | ○ |
| 第28条の60の2 | 切削装置等 | ○ | ○ | — | ○ |
| 第28条の60の3 | 熱媒体油 | ○ | — | — | ○ |
| 第28条の60の4 | 蓄電池設備 | ○ | ○ | — | ○ |

なお、危政令第19条第1項及び第2項の基準のいずれも満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。（平成10年3月4日消防危第19号）

(2) 建築物全体が危政令第19条第2項の一般取扱所の技術上の基準に適合している場合は、建築物全体を危政令第19条第2項の一般取扱所とすることができるものであること。（H1.7.4 消防危第64号質疑）

2 特例を定めることができる一般取扱所の複数設置

一棟の建築物の中に危政令第19条第2項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した一般取扱所（第4号（充填）、第5号（詰替）を除く。）を複数設置することができる。（上記1の表参照）

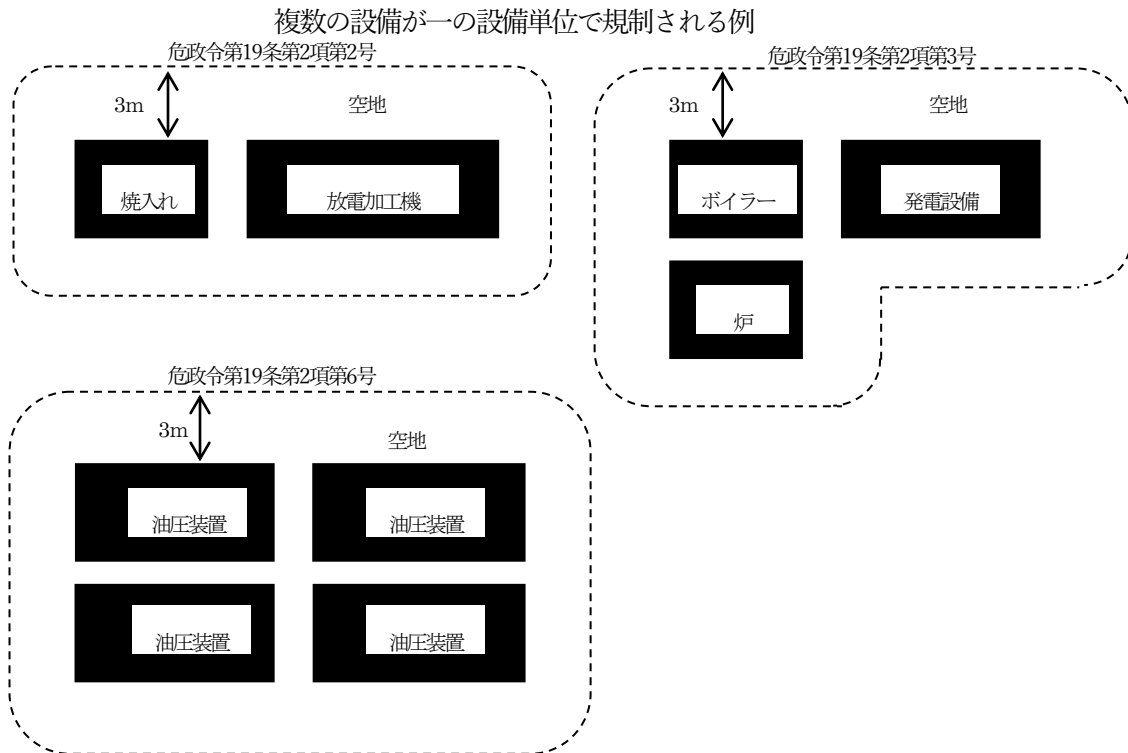
（H1.7.4 消防危第64号質疑）（下図参照）



3 複数の設備に対する空地

| 対象 | 危省令 | 一般取扱所の名称 | 設備単位 | 屋上 |
|----|-----------|----------|------|----|
| | 第28条の55の2 | 洗浄作業 | ○ | — |
| | 第28条の56 | 焼入れ作業 | ○ | — |
| | 第28条の57 | ボイラー等 | ○ | ○ |
| | 第28条の60 | 油圧装置等 | ○ | — |
| | 第28条の60の2 | 切削装置等 | ○ | — |

危険物を取り扱う機器が複数存する場合の空地は、下図のように複数の機器を一つの設備として、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。(H1.7.4 消防危第64号質疑)

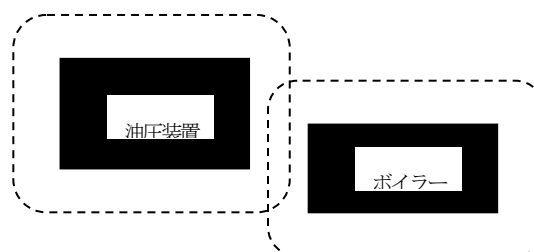


4 複数の異なった取扱い形態

| 対象 | 危省令 | 一般取扱所の名称 | 設備単位 | 屋上 |
|----|-----------|----------|------|----|
| | 第28条の55の2 | 洗浄作業 | ○ | — |
| | 第28条の56 | 焼入れ作業 | ○ | — |
| | 第28条の57 | ボイラー等 | ○ | ○ |
| | 第28条の60 | 油圧装置等 | ○ | — |
| | 第28条の60の2 | 切削装置等 | ○ | — |

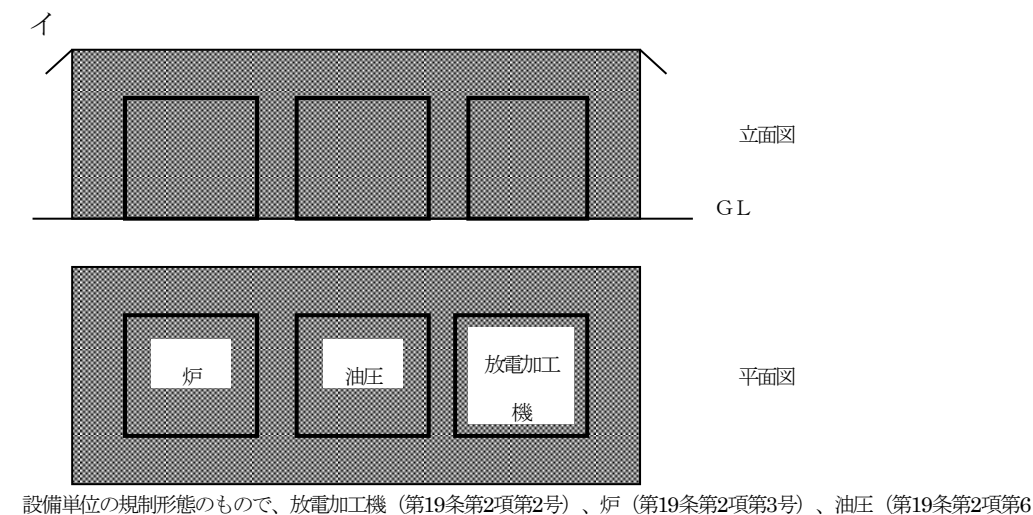
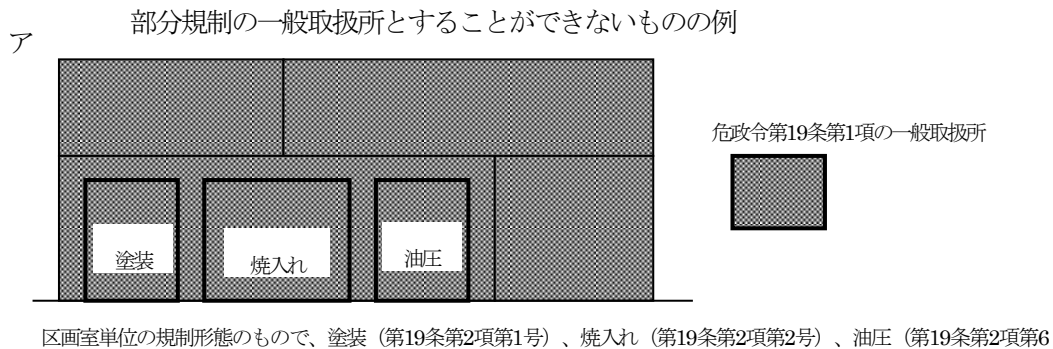
(1) 室内において保有するものとされている空地は、相互に重なってはならないものであること。
(H1.3.1 消防危第14号通知)

政令第19条第2項の異なった号の複数設置での空地の認められ



(2) 同一作業所内において、指定数量以上 10 倍未満の危険物を消費するボイラー設備と、指定数量未満の高引火点危険物を用いる油圧装置等が混在している場合、両設備を併せて危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、危省令第 28 条の 57 に定める技術上の基準を適用することはできない。

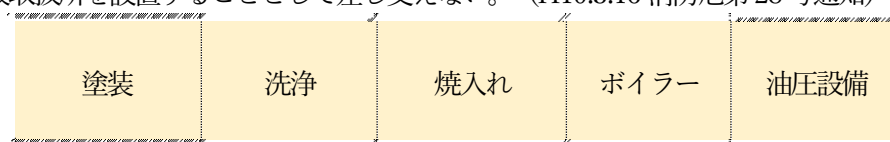
(H1.7.4 消防危第 64 号質疑)



ただし、それぞれの設備周囲に3mの空地を取り、それぞれを一般取扱所とできる場合を除く。

5 複数の異なった取扱形態の特例

複数の異なった取扱形態については、原則として前記 4（設備単位）のとおりであるが、複数の取扱形態のみが組み合わせられることにより危険性が增大するおそれのないものが含まれていることから、危政令第 19 条第 1 項の基準について、同令第 23 条を適用し、同令第 19 条第 2 項各号（第 4 号及び第 5 号に係るものを除く）に掲げられた取扱形態のうち「複数の取扱形態を有する一般取扱所」として、下記の運用指針に基づき室内に当該一般取扱所を設置することとして差し支えない。（H10.3.16 消防危第 28 号通知）



※危政令第 19 条第 2 項による複数取扱形態を一棟の建築物として危政令第 19 条第 1 項の一般取扱所で規制

(1) ア(ア)から(キ)までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、イ及びウに適合し、かつ、(2)アからシまでに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 11 号までの規定（ア(ウ)及び(カ)に掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては、第 18 号及び第 19 号の規定を含む。）を適用しないことができるものであること。

ア 危険物の取扱形態

- (ア) 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- (イ) 洗浄のために危険物（引火点が40°C以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- (ウ) 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70°C以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- (エ) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40°C以上の第四類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- (オ) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100°C未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- (カ) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100°C未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- (キ) 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

イ 建築物に設けられた一般取扱所であること。

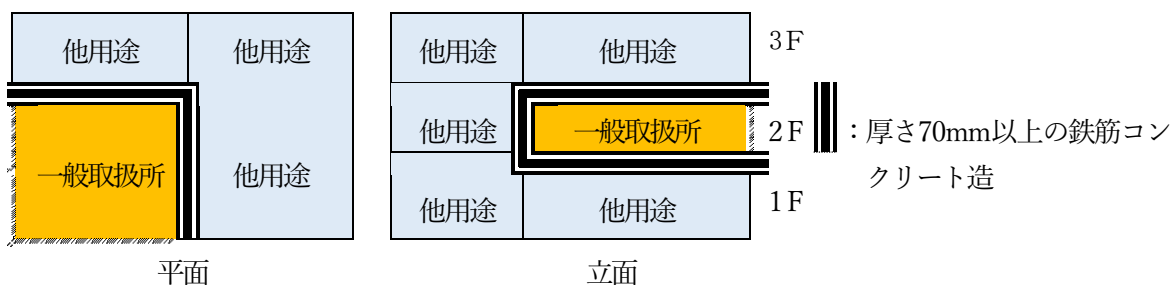
ウ 指定数量の倍数が30未満であること。

(2) 一般取扱所の位置、構造及び設備

ア 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（(1)ア(エ)及び(オ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（(1)ア(オ)及び(カ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。



また、同一建物内に複数の区画室単位の一般取扱所を設ける場合、隣接して設置することができ、壁を共用することができる。



エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

オ (1)ア(エ)に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。

- カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危省令第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1)ア(ウ)及び(カ)に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
- キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1)ア(ウ)に掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- ク 危険物を加熱する設備（(1)ア(イ)又は(キ)の危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- ケ (1)ア(キ)の危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- コ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。
- サ 危省令第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危省令第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。
- ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。
- シ 危省令第28条の55第2項第3号から第8号まで及び危省令第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。

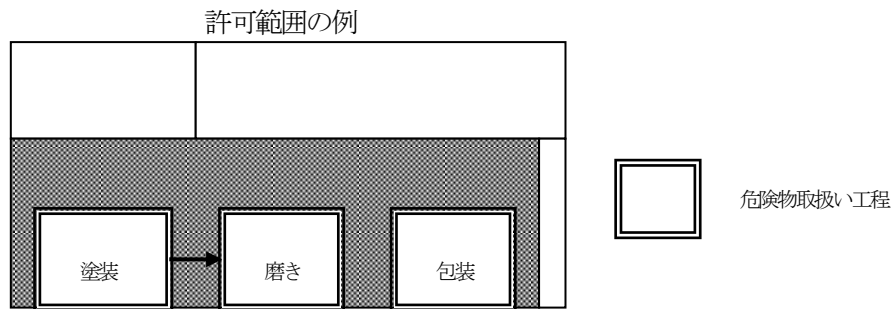
※上記（1）及び（2）の規制条件一覧

| よう危省令 | 一般取扱所の名称 | 位置 | 倍数 | 地階 | 建築構造 | 他用途区画 | 屋根構造 | タンク容量 | タンク囲い | 温度異常警報 | 過熱防止装置 | 漏えい防止 | 火気設備 | 消火設備 | 準用基準 | |
|-----------|----------|------|------|----|------|-------|------|-------|-------|--------|--------|-------|------|------|------|---|
| 第28条の55 | 吹付塗装 | 建築物内 | 30未満 | × | 耐火 | 要 | 耐火 | — | 要 | — | — | — | 併設不可 | 要 | 適合 | |
| 第28条の55の2 | 洗浄 | | | | | | | | | | | | | | | 要 |
| 第28条の56 | 焼入れ | | | | | | | | | | | | | | | 要 |
| 第28条の57 | ボイラー等 | | | | | | | | | | | | | | | — |
| 第28条の60 | 油圧装置 | | | | | | | | | | | | | | | — |
| 第28条の60の2 | 切削装置 | | | | | | | | | | | | | | | — |
| 第28条の60の3 | 熱媒体油 | × | 要 | — | — | 要 | 要 | | | | | | | | | |

6 危険物非取り扱い工程が混在する一般取扱所の範囲

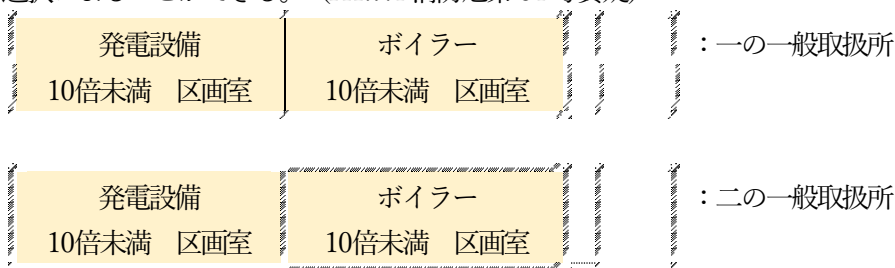
吹付塗装作業工程と連続する工程が存在し、危険物を取り扱うのは吹付塗装作業工程のみである場合、連続する工程を含めて危政令第19条第2項第1号に定める一般取扱所として差し支えない。

(H1.7.4 消防危第64号質疑)



7 同一の取り扱い形態が複数ある場合の一般取扱所

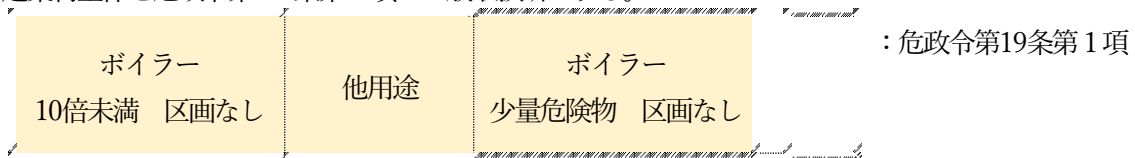
指定数量以上 10 倍未満の危険物を消費する発電設備とボイラー設備を耐火構造の壁で区画されたそれぞれの専用室に隣り合わせて設ける場合、一の一般取扱所とすべきか、又は二の一般取扱所とすべきかは、設置者等の選択によることができる。(H1.7.4 消防危第64号質疑)



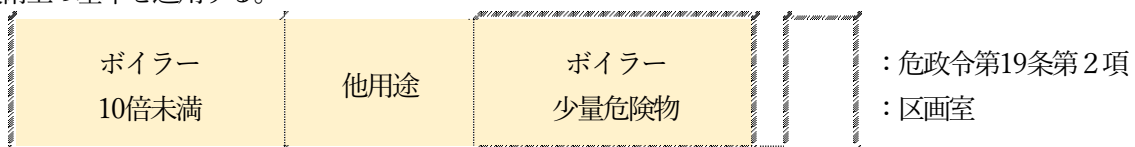
8 少量危険物と一般取扱所が混在する場合の取り扱い

工場等区画のない作業所内において、指定数量以上 10 倍未満の危険物を消費するボイラー設備と指定数量未満の危険物を消費するボイラー設備とを離れた場所に設置する場合（両設備における危険物消費量の合計が 10 倍未満）、次のいずれかで規制しても差し支えない。(H1.7.4 消防危第64号質疑)

(1) 建築物全体を危政令第19条第1項の一般取扱所とする。



(2) 建築物全体を危政令第19条第2項の一般取扱所とし、危省令第28条の57第2項（区画室）に規定する技術上の基準を適用する。



(3) 両ボイラー設備を併せて、危政令第19条第2項の一般取扱所とし、危省令第28条の57第3項（設備単位）に規定する技術上の基準を適用する。



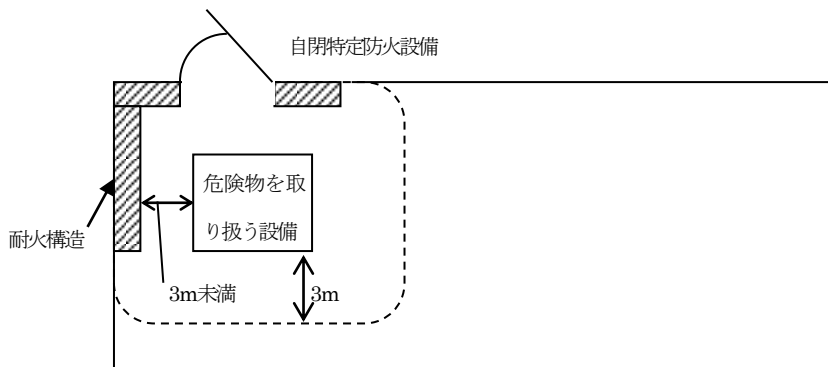
(4) 危険物消費量が指定数量以上 10 倍未満のボイラー設備のみを危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、危省令第 28 条の 57 第 3 項に規定する技術上の基準を適用する。



9 設備空地内の壁、柱の解釈

| 対象 | 危省令 | 一般取扱所の名称 | 設備単位 | 屋上 |
|----|-----------|----------|------|----|
| | 第28条の55の2 | 洗浄作業 | ○ | — |
| | 第28条の56 | 焼入れ作業 | ○ | — |
| | 第28条の57 | ボイラー等 | ○ | ○ |
| | 第28条の60 | 油圧装置等 | ○ | — |
| | 第28条の60の2 | 切削装置等 | ○ | — |

危険物取扱設備から3m未滿となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離3m未滿となる範囲に存する壁及び柱と解してよい。（H2.3.31 消防危第28号質疑）



10 他用途部分との隔壁

| 対象 | 危省令 | 一般取扱所の名称 | 区画室 |
|----|-----------|----------|-----|
| | 第28条の55の2 | 洗浄作業 | ○ |
| | 第28条の56 | 焼入れ作業 | ○ |

「厚さ 70mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」は、建基令第107条第1号及び第2号の規定によること。（H2.10.31 消防危第105号質疑）（★）

11 隔壁の貫通

隔壁を貫通する換気、排出設備及び給排水管等については、次によること。

- (1) 危省令第28条の55第2項第2号（吹付塗装）及び危省令第28条の56第2項第1号（焼入れ作業）に規定する他の部分と区画する床又は壁（以下「隔壁」という。）には、換気及び排出の設備を設けないこと。
ただし、著しく消火困難な製造所等として固定式の第3種消火設備を設ける場合で、当該施設の床又は壁のすべてが隔壁となる等やむを得ない事情があるときは、防火上有効なダンパー等を設けることにより隔壁に換気又は排出の設備を設けることができる。（H2.3.31 消防危第28号質疑）
- (2) 隔壁には、電線管等を貫通させないこと。ただし、当該施設において必要な電線管等で、別記8「耐火構造の壁又は床の区画を貫通する配管の施工方法」に適合するものにあつては、この限りでない。
（著しく消火困難な製造所等に該当するか否かで、貫通の基準が異なるので留意すること。）

12 隔壁の貫通処理

「危省令第28条の55第2項第2号（吹付塗装）及び危省令第28条の56第2項第1号（焼入れ作業）に規定する他の部分との区画壁に配管が貫通する場合」については、別記8「耐火構造の壁又は床の区画を貫通する配管の施工方法」によること。（★）

13 点検用の空地

区画室内の壁に沿って、概ね50 cm以上の消防活動用及び危険物取扱設備の点検用の空地を確保するよう指導すること。（★）

(専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所)

危政令第19条第2項第1号

※位置、構造、設備の基準(危省令第28条の55) 早見表

| | | |
|--------------------|----------|--|
| 適用除外条項 | | 危政令第9条第1項 第1号(保安距離)、第2号(保有空地)、第4号(地階) 第5号(建築構造)、第6号(屋根)、第7号(窓、出入口) 第8号(ガラス)、第9号(床)、第10号(採光、照明、換気) 第11号(排出設備) |
| 指定数量の倍数 | | 30未満 |
| 位置 | 保安距離 | 不要 |
| | 保有空地 | |
| | 設置場所 | 建築物内 |
| | 他の部分との区画 | 出入口以外の開口部を有しない耐火構造の床又は壁(厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するもの) |
| 一般取扱所の用に供する部分の建築構造 | 階数制限 | 地階禁止 |
| | 壁、柱、はり | 耐火構造 |
| | 床 | 耐火構造(液状の危険物を取り扱う場合、浸透しない構造、適当な傾斜) |
| | 屋根(上階床) | 耐火構造 |
| | 窓 | 禁止 |
| | 出入口 | 特定防火設備(延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口には自閉式の特定防火設備) |
| 設備 | 換気設備 | 必要(防火ダンパー) |
| | 排出設備 | 可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場合は必要(防火ダンパー) |
| | 採光・照明 | 必要 |
| | 貯留設備等 | 液状の危険物を取り扱う場合、貯留設備 |

1 作業形態

該当する作業形態としては、次のようなものがある。

- (1) 焼付け塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
- (2) 凸板印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
- (3) 光沢加工、ゴム糊・接着剤等の塗布作業

2 該当しない作業形態

該当しない作業形態としては、次のようなものがある。(H1.7.4 消防危第64号質疑)

- (1) 洗浄
- (2) 含侵

3 地階

「地階を有しない」とは、当該一般取扱所の許可範囲内に地階がなければよいものであること。

| | | |
|-----|-------|----|
| 他用途 | 一般取扱所 | GL |
| 他用途 | | |
| 地階 | | |

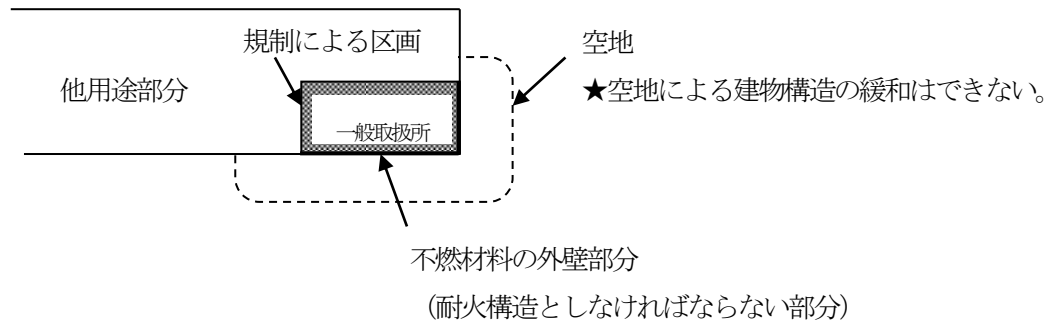
4 塗料等の配合室

塗料等の配合室を設けるときは、次により指導すること。

- (1) 耐火構造の壁で区画すること。
- (2) 出入口には、常時閉鎖式の特防火設備（防火戸）を設けること。
- (3) 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、幅及び深さがそれぞれ10cm以上の排水溝（又は高さが10cm以上の敷居）並びに縦、横及び深さがそれぞれ30cm以上のためますを設けること。

5 建築構造の制限

危省令第28条の55第2項第2号には「建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする」と規定されているが、空地があり、延焼のおそれがある建築物が存しない場合であっても、当該外壁を不燃材料で造ることは認められない。（H1.7.4 消防危第64号質疑）



6 耐火構造又は不燃材料

「耐火構造又は不燃材料」については、別記6「不燃材料と耐火構造」によること。

7 延焼のおそれのある外壁

「延焼のおそれのある外壁」については、別記10「建築物の延焼のおそれのある範囲」によること。

8 換気設備及び排出設備

「換気設備及び排出設備」については、別記11「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」によること。

(洗浄作業の一般取扱所)

危政令第19条第2項第2号

※位置、構造、設備の基準（危省令第28条の55の2） 早見表

| 区 分 | | 区画室 | 設備単位 |
|--------------------|---|--|--|
| 適用除外条項 | | 危政令第9条第1項 第1号（保安距離）、第2号（保有空地）、第4号（地階） 第5号（建築構造）、第6号（屋根）、第7号（窓、出入口）、第8号（ガラス） 第9号（床）、第10号（採光、照明、換気）、第11号（排出設備） | |
| 指定数量の倍数 | | 30 未 満 | 10 未 満 |
| 位 置 | 保安距離 | 不 要 | |
| | 保有空地 | 不 要 | 屋内空地（設備の周囲3m） |
| | 設置場所 | 建築物内 | 天井を有しない平家建ての建築物内 |
| | 他の部分との区画 | 出入口以外の開口部を有しない耐火構造の床又は壁（厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するもの） | な し |
| 一般取扱所の用に供する部分の建築構造 | 階数制限 | 地階禁止 | 平家建 |
| | 壁 | 耐火構造 | 設備周囲3m未満の壁、柱は耐火構造（平家建の建築物内の壁、柱は不燃材料） |
| | 柱 | | |
| | 床 | 耐火構造、浸透しない構造、適当な傾斜 | 浸透しない構造、適当な傾斜（平家建の建築物内の床は不燃材料） |
| | はり | 耐火構造 | な し （平家建の建築物内のはり、屋根は不燃材料） |
| | 屋根（上階床） | | |
| | 窓 | 禁 止 | 設備の周囲3m未満の窓は、禁止 |
| 出入口 | 特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口には自閉式の特定防火設備） | 設備の周囲3m未満の出入口は、自閉式の特定防火設備 | |
| 設 備 | 換気設備 | 必 要（防火ダンパー） | |
| | 排出設備 | 可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場合は必要（防火ダンパー） | |
| | 採光・照明 | 必 要 | |
| | 貯留設備等 | 貯留設備 | 貯留設備、床の周囲に排水溝 |
| | 設備の固定 | | 危険物取扱設備の固定 |
| | そ の 他 | タンクの周囲に容量の50%以上を収納する囲い 加熱設備には、過熱防止装置を設ける | タンクの直下に容量の50%以上を収納する囲い 加熱設備には、過熱防止装置を設ける 危険物取扱設備内部で発生した可燃性蒸気等を外部に拡散しない構造 |

1 区画室又は設備空地の選択

指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危省令第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。（H10危19）

2 危険物取扱設備の位置

特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物取扱設備を室内に設けなければならないこと。（H10危19）

(専ら焼入れ作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所)

危政令第19条第2項第2号

※位置、構造、設備の基準(危省令第28条の56) 早見表

| 区 分 | | 区画室 | 設備単位 |
|--------------------|---|--|--------------------------------------|
| 適用除外条項 | | 危政令第9条第1項 第1号(保安距離)、第2号(保有空地)、第4号(地階) 第5号(建築構造)、第6号(屋根)、第7号(窓、出入口) 第8号(ガラス)、第9号(床)、第10号(採光、照明、換気) 第11号(排出設備) | |
| 指定数量の倍数 | | 30 未 満 | 10 未 満 |
| 位 置 | 保 安 距 離 | 不 要 | |
| | 保 有 空 地 | 不 要 | 屋内空地(設備の周囲3m) |
| | 設 置 場 所 | 建築物内 | 天井を有しない平家建ての建築物内 |
| | 他の部分との区 画 | 出入口以外の開口部を有しない耐火構造の床又は壁(厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するもの) | な し |
| 一般取扱所の用に供する部分の建築構造 | 階 数 制 限 | 地階禁止 | 平家建 |
| | 壁 | 耐火構造 | 設備周囲3m未満の壁、柱は耐火構造(平家建の建築物内の壁、柱は不燃材料) |
| | 柱 | | |
| | 床 | 耐火構造、浸透しない構造、適当な傾斜 | 浸透しない構造、適当な傾斜(平家建の建築物内の床は不燃材料) |
| | はり | 耐火構造 | な し |
| | 屋根(上階床) | 不燃材料(耐火構造) | (平家建の建築物内のはり、屋根は不燃材料) |
| | 窓 | 禁 止 | 設備の周囲3m未満の窓は、禁止 |
| 出 入 口 | 特定防火設備(延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口には自閉式の特定防火設備) | 設備の周囲3m未満の出入口は、自閉式の特定防火設備 | |
| 設 備 | 換 気 設 備 | 必 要 (防火ダンパー) | |
| | 排 出 設 備 | 可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場合は必要(防火ダンパー) | |
| | 採 光 ・ 照 明 | 必 要 | |
| | 貯 留 設 備 等 | 貯留設備 | 貯留設備、床の周囲に排水溝 |
| | 設 備 の 固 定 | 危険物取扱設備の固定 | |
| | そ の 他 | 危険物の温度を警報する装置 | |

1 放電加工機

放電加工機については、下記によること。(S61.1.31 消防危第19号通知) (★)

(1) 次に掲げる安全装置を設置するものであること。

ア 加工液の温度が最高許容液温(60℃以下)を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる液温検出装置

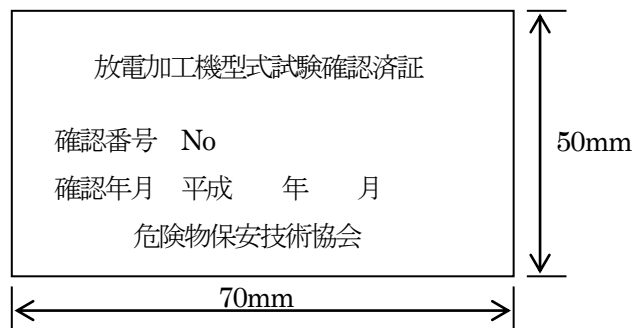
イ 加工液の液面が設定位置(工作物上面から50mm)より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる液面検出装置

ウ 工具電極と工作物との間に炭化生成物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる異常加工検出装置

エ 加工中における火災を熱感知器等により感知し、消火剤を放射する固定式の自動消火装置(「消防防災用設備等の性能評価について」(昭和57年11月30日消防予第243号消防庁予防救急課長通知)に基づき性能評定されたものを含む。)

(2) 放電加工機の本体(安全装置を含む)については、KHKが「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されることとなっているので、貼付済のものを設置すること。

なお、確認済機種にあっては、概略図書類を添付することで足りるものであること。



(危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所) 危政令第19条第2項第3号

※位置、構造、設備の基準 (危省令第28条の57) 早見表

| 区 分 | | 区画室 | 設備単位 | 屋上 |
|----------------------------|---------------|--|---|--|
| 適用除外条項 | | 危政令第9条第1項 第1号 (保安距離)、第2号 (保有空地) 第4号 (地階)、第5号 (建築構造) 第6号 (屋根)、第7号 (窓、出入口) 第8号 (ガラス)、第9号 (床) 第10号 (採光、照明、換気) 第11号 (排出設備) | | 左記に加え 第12号 (屋外流出防 止) 第20号イ (防油堤 に係る部分に限る。) |
| 指定数量の倍数 | | 30 未 満 | 10 未 満 | 10 未 満 |
| 位 置 | 保安距離 | 不 要 | | |
| | 保有空地 | 不 要 | 屋内空地 (設備の周囲 3m) | 空地 (設備及びタンクの 囲いの周囲3m) |
| | 設置場所 | 建築物内 | 天井を有しない平家建 ての建築物内 | 建築物の屋上 |
| | 他の部分との 区 画 | な し | | |
| 一般取扱所の 用に供する 部分の建築構造 | 階数制限 | 制限なし | 平家建 | |
| | 壁 | 耐火構造 | 設備の周囲 3m未満の 壁は耐火構造 (平家建の建築物の壁 は不燃材料) | 囲いの周囲 3m未満の壁 は耐火構造 タンク専用室の壁は不燃材料 (建築物の壁は耐火構造) |
| | 柱 | | 設備の周囲 3m未満の 柱は耐火構造 (平家建の建築物の柱 は不燃材料) | 囲いの周囲 3m未満の柱 は耐火構造 タンク専用室の柱は不燃材料 (建築物の柱は耐火構造) |
| | 床 | 耐火構造、浸透しない構 造、適当な傾斜 | 浸透しない構造、適当 な傾斜 (平家建の建築物の床 は不燃材料) | 囲いの内部は浸透しない 構造、適当な傾斜 タンク専用室の床は耐火構 造、浸透しない構造、適当 な傾斜 (建築物の床は耐火構造) |
| | はり | 耐火構造 | な し (平家建の建築物のはり は不燃材料) | タンク専用室のはりは不燃 材料 (建築物のはりは耐火構造) |

| | | | | |
|-----|-----------|--|------------------------------------|---|
| | 屋根（上階床） | 不燃材料 （耐火構造） | なし （平家建の建築物の屋根 は不燃材料） | タンク専用室の屋根は不燃 材料 （建築物の屋根は耐火構造） |
| | 窓 | 禁 止 | 設備の周囲 3m未満の 窓は、禁止 | 囲い周囲 3m未満の窓は禁止 タンク専用室の窓は屋内タ ンク貯蔵所の例による |
| | 出 入 口 | 特定防火設備（延焼のおそ れのある外壁、他の部分との 隔壁に設ける出入口には自閉 式の特定防火設備） | 設備の周囲 3m未満の 出入口は、自閉式の特 定防火設備 | 囲いの周囲 3m未満の出入口 は自閉式の特定防火設備 タンク専用室の出入口は屋 内タンク貯蔵所の例による |
| 設 備 | 換 気 設 備 | 必 要（防火ダンパー） | | |
| | 排 出 設 備 | 可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場合は必要（防火ダンパー） | | |
| | 採 光 ・ 照 明 | 必 要 | | |
| | 貯 留 設 備 等 | 貯留設備 | 貯留設備、床の周囲に 排水溝 | 囲い（タンク専用室は出 入口のしきいを高くする ことでも可能）、貯留設 備、油分離装置（タンク 専用室を除く） |
| | そ の 他 | ① 地震時等に危険物の供給を自動的に遮断する装置 ② 危険物を取り扱うタンクは、容量が指定数量未満、タンクの周囲に容量 50%以上を収納する囲い | | |

1 ディーゼル発電設備

「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、ディーゼル発電設備は含まれる。ガソリン発電設備は含まれない。（H1.7.4 消防危第 64 号質疑）

2 非常用電源

危省令第 28 条の 57 第 2 項第 2 号に規定する「非常用電源に係るもの」とは、地震時又は停電等の緊急時の消防用設備等の非常用電源として使用する自家用発電設備、若しくは病院等電力供給を停止することにより重大な支障が生じるおそれのある施設の非常用電源として使用する自家用発電設備等をいうものであること。

また、「危険物の供給を自動的に遮断する装置」とは、計装設備に連続した遮断弁等とする。（★）

3 タンクの周囲に設ける囲い

「危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲い」は、コンクリートブロック造又は鉄筋コンクリート造とするとともに、その高さは 20cm 以上とすること。（★）

4 空地の代替

危省令第 28 条の 57 第 4 項第 7 号に規定する「幅 3m 以上の空地」に代えて「囲いから 3m 未満となる建築物の壁及び柱」と同等以上の防火塀とすることができる。

この場合における防火塀については、設備及びタンク等より高く、かつ、3m 以内にある他用途部分が隠れる範囲及び高さとする。 （★）

5 熱媒体ボイラー

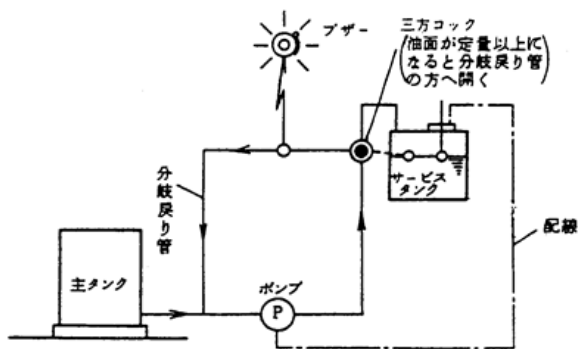
熱媒体（危険物であるものに限る。）を使用したボイラー設備は、当該特例基準を適用することはできない。

6 サービスタンク

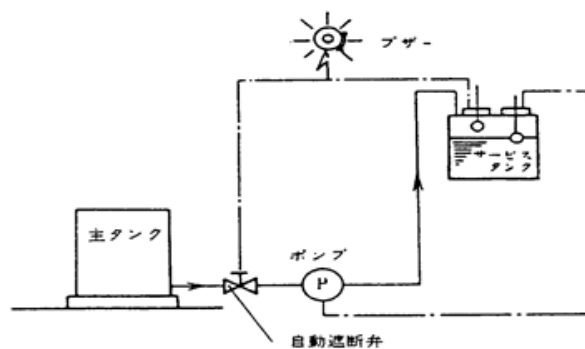
「危険物の供給を自動的に遮断する装置（サービスタンク）」については、次によること。

- (1) サービスタンクとボイラー等のたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は固定された防火上有効な遮へいを設けるよう指導する。
- (2) サービスタンクの出口側配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように可とう管等を設置すること。
- (3) サービスタンクへのフロートスイッチ、返油管等の取付けは、次図の例によるよう指導する。

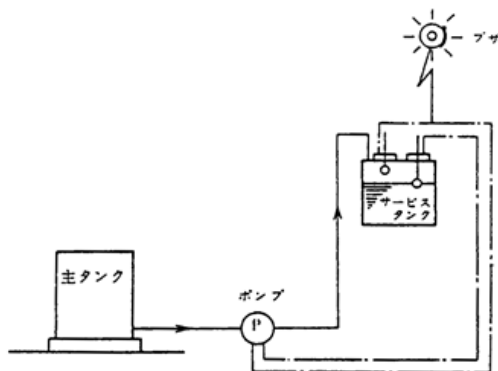
例1



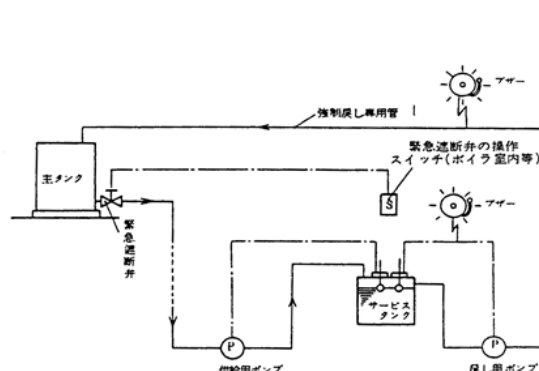
例2



例3



例4



(注) 1 返油管は、送油管の1.5倍以上の断面積を有すること。

2 ブザーはいずれか1個設ければよい

図 サービスタンク等の例

7 タンクの周囲に設ける囲いの容量

危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける「囲い」は、危省令第28条の57第2項第3号の規定にかかわらず、タンク容量以上の容量を有するものとするよう指導すること。

8 ガスボイラー等

ガスボイラー等を一般取扱所内に併設するときは、ガス漏れ火災警報設備等を設けるとともに、地震時及び停電時等の緊急時に燃料ガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。

9 屋上に設置するボイラー等の一般取扱所（危省令第28条の57第4項）

- (1) 基準に適合する場合は、一の屋上に複数の一般取扱所を設けることができる。
なお、この場合、周囲に保有する3mの空地が相互に重ならないこと。
- (2) 危省令第28条の57第4項第3号に規定する「高さ0.15m以上の囲い」には、油が外部に漏れない構造のキュービクル式設備の鋼板製の外箱を代替とすることができる。
また、第6号に規定するタンク周囲の囲いについても、容量を満足する場合は、油が外部に漏れない構造のタンク周囲の鋼板製の外箱を代替とすることができる。
- (3) 危省令第28条の57第4項第8号に規定する「油分離装置」について、屋上部分に設置することが困難な場合は地上部の火災予防上安全な部分に設置することとし、屋上の貯留設備から配管により油分離装置へ導くものとする。なお、構造等については、別記12「油分離槽」によること。この場合、地上に設けた貯留設備又は油分離装置付近の見やすい箇所に、一般取扱所の附属設備である旨を表示するよう指導する。
(例：一般取扱所油分離装置)
また、(2)の構造のものは、貯留設備及び油分離装置を設ける場合と同等の措置として認められる。
- (4) 一般取扱所は、避難に支障がない位置に設けるよう指導する。
- (5) 一般取扱所には、関係者以外の者がみだりに出入りできない措置を講じるよう指導する。
- (6) 指定数量の倍数が10未満であり設置義務はないが、避雷設備を設置するよう指導する。

10 キュービクル

タンク専用室を鋼製の外箱（キュービクル式）とする場合、危省令第28条の57第4項第9号及び第10号の規定によるほか、次に定めるところによること。

- (1) 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ貯留設備でもあるとする。この場合、床面の傾斜はなくても差し支えないものとする。
なお、危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける「囲い」は、危省令第13条の3第2項第1号の規定にかかわらず、タンク容量以上の容量を有するものとするよう指導すること。出入口のしきいの高さについても同様とする。
- (2) タンク専用室の床の鋼板を屋上（建築物の耐火構造の屋根）に直接設置する場合は、耐火構造の床としてみるることができる。
- (3) 採光及び照明の設備は、照明設備を設けること。
- (4) 換気設備は、換気口（自然換気）で差し支えないこと。（FD、引火防止網必要。）
- (5) 蒸気排出設備を設けるときは、換気設備と兼用して差し支えないこと。
- (6) 通気管及び排出設備の先端位置はタンク専用室の屋根上より1m以上の高さとなるよう指導すること。

11 ボイラー室と別位置のポンプ室

ボイラー等を設置する室とは別の位置にポンプ室を設ける場合は、次によること。

- (1) ポンプ室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とする。
- (2) ポンプ室は、上階の床を耐火構造とし、かつ、天井を設けない。
- (3) ポンプ室には、窓その他出入口以外の開口部を設けない。
- (4) ポンプ室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設ける。
- (5) ポンプ設備は、堅固な基礎の上に固定する。
- (6) ポンプ室の床には、その周囲に高さ0.2メートル以上の囲いを設けるとともに、当該床は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設ける。
- (7) ポンプ室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

- (8) ポンプ室の換気及び排出の設備には防火上有効にダンパー等を設ける。
- (9) 当該ポンプ室には、見やすい箇所に一般取扱所のポンプ室である旨及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設ける。
- (10) ポンプ室には、第5種消火設備を設ける。

(専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取所)
危政令第19条第2項第4号

※位置、構造、設備の基準（危省令第28条の58） 早見表

| | | |
|---------|--|--------------------------|
| 適用除外条項 | 危政令第9条第1項 第5号（建築構造）、第6号（屋根）、第7号（窓、出入口） 第8号（ガラス）、第9号（床）、第10号（採光、照明、換気） 第11号（排出設備）、第12号（屋外流出防止） | |
| 指定数量の倍数 | 上限なし | |
| 位置 | 保安距離 | 必要 |
| | 保有空地 | |
| 建築構造 | 壁 | 耐火構造又は不燃材料（二方以上は壁を設けない） |
| | 柱・床 はり・屋根 | 耐火構造又は不燃材料 |
| | 窓 | 防火設備（ガラスの場合は網入りガラス） |
| | 出入口 | |
| 設備 | 空地等 | 給油取扱所の注油空地の舗装の例による |
| | 貯留設備等 | 給油取扱所の滞留及び流出を防止する措置の例による |

1 顧客自らが危険物を取り扱う施設の制限

従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う施設は原則設置できない。
(H8.消防危第97号)

2 誤注油防止措置

誤注油防止のため、次のとおり指導すること。

- (1) 固定注油設備は固定給油設備等の基準（危政令第17条第1項第10号及び第11号（構造及び油種表示））に適合させるよう指導すること。
- (2) 接続する地下タンク貯蔵所は、中仕切りタンクにガソリンと灯油を隣接して入れないように指導すること。

3 ガソリン、灯油の同一計量機の制限

ガソリンと灯油を同一の計量機で（ダブルで）使用しないよう指導すること。

4 排水溝の大きさ

危険物を取り扱う空地の周囲に設ける排水溝は、予想される危険物の流出量に応じて、その目的を十分果たすことができる幅及び深さを有するものとする。

5 油分離装置

「油分離装置」については、別記12「油分離槽」によること。

6 引火点が70℃未満の非水溶性液体の危険物をタンクへ注入する一般取扱所

引火点が70℃未満の非水溶性液体の危険物をタンクへ注入する一般取扱所には、次に掲げる装置を設けること。

- (1) タンクへ注入する設備に蓄積される静電気を除去する装置（接地による方法等）
- (2) 移動タンク貯蔵所等に蓄積される静電気を除去する装置（タンクローリー用接地端子）
- (3) 危省令第40条の7第1号から第3号までに適合した取扱いがなされるように、注入速度を制限するための装置

7 注入設備の過剰注入防止構造

タンクへ注入する設備は、危険物の過剰な注入を防止できる構造のものとする。

当該構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる（タンク内の液面上昇をフロート式センサー、微圧センサー等で検出し、ポンプの停止又は電磁弁等の閉鎖等により注入を止める。）構造、1回の連続した注入量が設定値（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって4、000リットルを超えない量であること。）以下に制限される構造等が考えられること。

8 緊急停止装置

注入場所には、注入作業を停止できるポンプの操作スイッチを設けるとともに、異常時には、当該取扱所内のすべての注入作業を停止することができる緊急停止装置を設けるよう指導すること。

9 ローディングアーム等

第4類の危険物を車両等に固定されたタンクへ直接注入するローディングアーム等の設備には、静電気を有効に除去する装置を設けること。

10 ローディングアームの材質

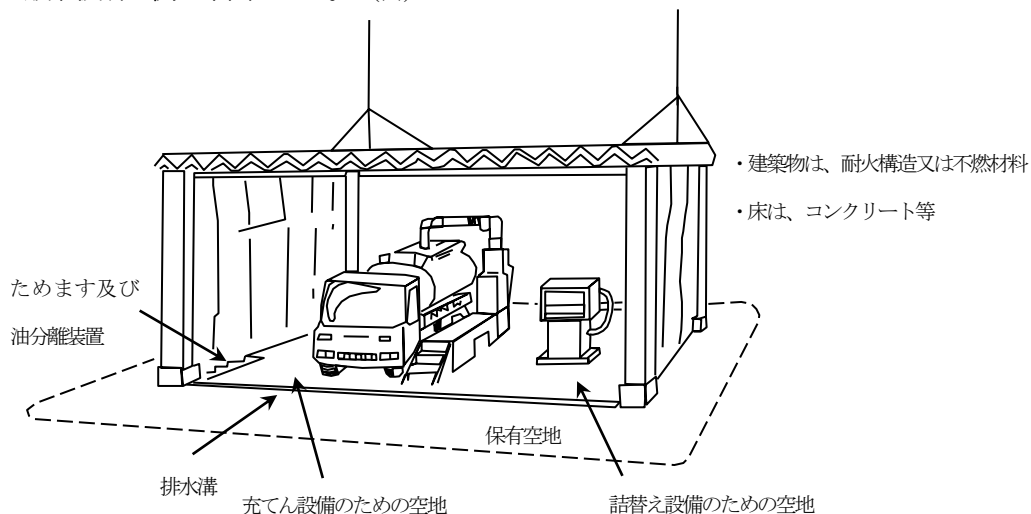
ローディングアームの材質には、アルミニウム、真ちゅう等の火花を発生するおそれのない金属等を用いること。

11 静電気除去装置

第4類の危険物を取り扱う場合は、車両等に固定されたタンクに蓄積される静電気を除去するため、接地電極等を設けること。

12 充填の一般取扱所の例

充填の一般取扱所の例は下図による。（★）



(専ら容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所)

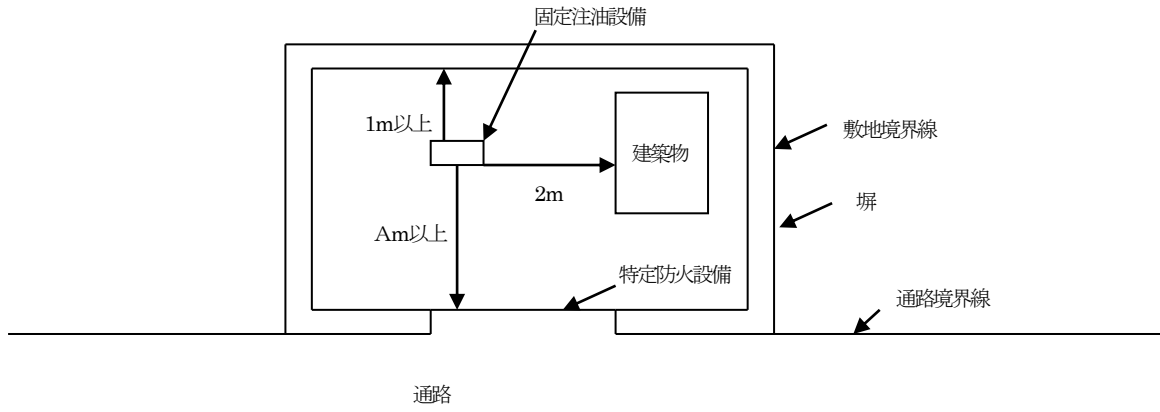
危政令第19条第2項第5号

※位置、構造、設備の基準(危省令第28条の59) 早見表

| | | | |
|----------|--------------------------|--|--|
| 適用除外条項 | | 危政令第9条第1項 第1号(保安距離)、第2号(保有空地)、第4号(地階) 第5号(建築構造)、第6号(屋根)、第7号(窓、出入口) 第8号(ガラス)、第9号(床)、第10号(採光、照明、換気) 第11号(排出設備)、第12号(屋外流出防止) 第13号(漏れ防止)、第14号(温度測定装置) 第15号(加熱乾燥設備)、第16号(加圧設備) 第18号(静電気除去装置)、第19号(避雷設備) 第20号(20号タンク)、第22号(電動機等) | |
| 指定数量の倍数 | | 30未満 | |
| 位置 | 保安距離 | 不要 | |
| | 保有空地 | | |
| 建築構造 | 防火塀等 | 周囲に高さ2m以上の耐火構造又は不燃材料の塀又は壁(周囲に延焼のおそれのある建築物がある場合は防火上安全な高さ) | |
| | 出入口 | 防火設備 | |
| | ポンプ室等 | 床 | 浸透しない構造、適当な傾斜、貯留設備 |
| | | 採光・照明・換気 | 必要 |
| | | 排出設備 | 可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場合は必要 |
| 屋根(面積制限) | 不燃材料(水平投影面積は敷地面積の3分の1以下) | | |
| 設備 | 空地 | ホース機器の周囲に必要な空地 | |
| | 空地の舗装 | 給油取扱所の注油空地の舗装の例による | |
| | 空地の貯留設備等 | 給油取扱所の滞留及び流出を防止する措置の例による | |
| | 専用タンク | 容量3万リットル以下の地下の専用タンク(位置、構造及び設備の基準は一部を除き地下タンク貯蔵所の基準を準用) | |
| | 固定注油設備 | 配管 | 専用タンクからの配管のみ |
| | | 構造 | 給油取扱所の固定給油設備の例による |
| | | 保有間隔 | 道路境界線 懸垂式 4m以上、最大注油ホース全長 3m以下、4m以上、最大注油ホース全長 4m以下、5m以上、最大注油ホース全長 5m以下、6m以上、建築物の壁 2m以上(開口部のない壁 1m以上)、敷地境界線 1m以上 |
| 緊急停止装置 | | 懸垂式の場合、必要 | |

1 固定注油設備の設置位置の例

固定注油設備の設置位置は下図の例による。(★)



A：固定注油設備に接続される注油ホースの長さにより決まる

2 緊急移送停止装置

懸垂式の固定注油設備の「危険物の移送を緊急に止めることができる装置」は、操作しやすい場所に設けること。(★)

3 周囲に設ける塀又は壁

周囲に設ける「塀又は壁」については、危険物の取扱いのために出入りする必要な部分の側（一の側に限る。）を除き設けるものとし、「給油取扱所」の防火塀等の例によること。(★)

4 延焼のおそれのある塀又は壁

延焼のおそれのある「塀又は壁」に設ける出入口は、特定防火設備とすること。

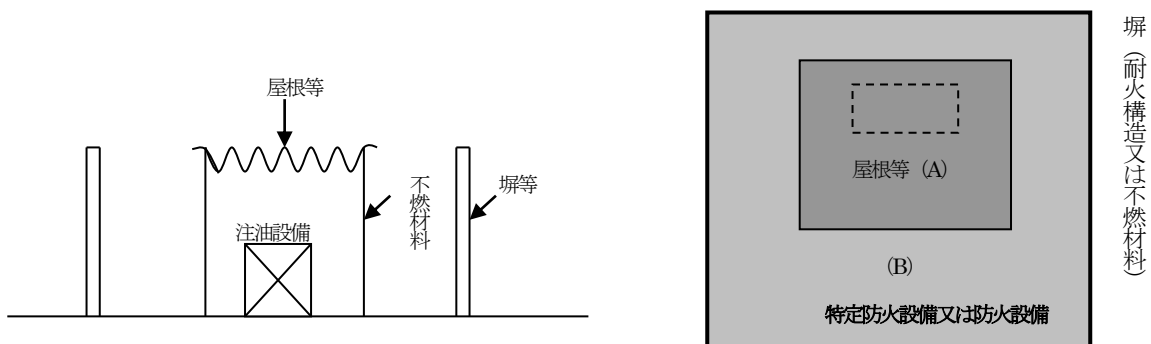
この場合における「延焼のおそれのある塀又は壁」については、別記10「建築物の延焼のおそれのある範囲」によること。(★)

5 ポンプ室

「ポンプ室その他危険物を取り扱う室」については、「給油取扱所」の例によること。

6 屋根等の水平投影面積の例

屋根等の水平投影面積は、下図の例による。(★)



敷地面積 (A+B) × 1/3 ≥ 屋根等の面積 (A)

7 小口詰替専用の一般取扱所の設置に関する運用通達

小口詰替専用の一般取扱所の設置に関する運用通達が廃止されることとなるが当該通達に基づき許可された、容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、改めて危政令第19条第1項として許可を受ける必要はない。

また、当該一般取扱所が危省令第28条の59に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準を満たしている場合、危政令第19条第2項第5号の一般取扱所としての許可を受けたものとはみなせない。

(H1.7.4 消防危第64号質疑)

(危険物を用いた油圧装置又は潤滑油装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所) 危政令第19条第2項第6号

※位置、構造、設備の基準 (危省令第28条の60) 早見表

| 区 分 | | 区画室 | | 設備単位 |
|--------------------|---------|--|---|--|
| 適用除外条項 | | 危政令第9条第1項 第1号(保安距離)、第2号(保有空地)、第4号(地階) 第5号(建築構造)、第6号(屋根)、第7号(窓、出入口) 第8号(ガラス)、第9号(床)、第10号(採光、照明、換気) 第11号(排出設備)、第18号(静電気除去装置) 第19号(避雷設備) | | |
| 指定数量の倍数 | | 50 未 満 | | 30 未 満 |
| 位 置 | 保安距離 | 不 要 | | |
| | 保有空地 | 不 要 | | 屋内空地(設備周囲3m) |
| | 設置場所 | 平家建ての建築物内の区画された室内 | 建築物内 | 天井を有しない平家建ての建築物内 |
| 一般取扱所の用に供する部分の建築構造 | 壁 | 不燃材料(延焼のおそれのある外壁は出入口以外の開口部を有しない耐火構造) (平家建の建築物の壁は不燃材料) | 耐火構造 | 設備の周囲3m未満の壁、柱は耐火構造 (平家建の建築物の壁、柱は不燃材料) |
| | 柱 | 不燃材料 (平家建の建築物の柱は不燃材料) | | |
| | 床 | 不燃材料、浸透しない構造、適当な傾斜 (平家建の建築物の床は不燃材料) | 耐火構造、浸透しない構造、適当な傾斜 | 浸透しない構造、適当な傾斜 (平家建の建築物の床は不燃材料) |
| | はり | 不燃材料 | 耐火構造 | な し |
| | 屋根(上階床) | (平家建の建築物のはり、屋根は不燃材料) | 不燃材料 (耐火構造) | (平家建の建築物のはり、屋根は不燃材料) |
| | 窓 | 防火設備(ガラスの場合は網入りガラス) 延焼のおそれのある外壁には設置禁止 | 禁 止 | 設備周囲3m未満の窓は、禁止 |
| | 出入口 | 防火設備(延焼のおそれのある部分は自閉式の特定防火設備)(ガラスの場合は網入りガラス) | 特定防火設備(延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口には自閉式の特定防火設備) | 設備の周囲3m未満の出入口は、自閉式の特定防火設備 |
| 設 備 | 換気設備 | 必 要 (防火ダンパー) | | |
| | 排出設備 | 可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場合は必要(防火ダンパー) | | |

| | 採光・照明 | 必 要 | |
|-------|----------------------------------|------|------------------------|
| | 貯留設備等 | 貯留設備 | |
| 設備の固定 | 危険物取扱設備の固定 | | 危険物取扱設備の固定 |
| そ の 他 | タンクの直下に容量の50%以上を収納する囲い又はしきいを高くする | | タンクの直下に容量の50%以上を収納する囲い |

1 区画室又は設備特例の選択

危省令第28条の60第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもでき、また、指定数量の倍数が30未満の一般取扱所については、危省令第28条の60第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。(H1.3.1消防危第14号通知)

2 危険物取扱タンク

「危険物を取り扱うタンク」とは、危政令第9条第1項第20号のタンクをいい、工作機械等と一体とした構造の油圧タンク等は含まれないものであること。(S58 消防危第21号通知)

3 危険物取扱タンクに設ける囲い

「危険物を取り扱うタンクの直下に設ける囲い又はしきい」は、ボイラー等の一般取扱所3の例によること。(★)

(切削装置等の一般取扱所)

危政令第19条第2項第9号

※位置、構造、設備の基準（危省令第28条の60の2） 早見表

| 区 分 | | 区画室 | 設備単位 |
|----------------------------|-----------|--|--|
| 適用除外条項 | | 危政令第9条第1項 第1号（保安距離）、第2号（保有空地）、第4号（地階） 第5号（建築構造）、第6号（屋根）、第7号（窓、出入口） 第8号（ガラス）、第9号（床）、第10号（採光、照明、換気） 第11号（排出設備）、第18号（静電気除去装置） 第19号（避雷設備） | |
| 指定数量の倍数 | | 30 未 満 | 10 未 満 |
| 位 置 | 保 安 距 離 | 不 要 | |
| | 保 有 空 地 | 不 要 | 屋内空地（設備の周囲3m） |
| | 設 置 場 所 | 建築物内 | 天井を有しない平家建ての建築物内 |
| 一般取扱所の 用に供する 部分の建築構造 | 階 数 制 限 | 地階禁止 | 平家建 |
| | 壁 | 耐火構造 | 設備周囲3m未満の壁、柱は耐火構造 （平家建の建築物内の壁は不燃材料） |
| | 柱 | | |
| | 床 | 耐火構造、 浸透しない構造、適当な傾斜 | 浸透しない構造、適当な傾斜 （平家建の建築物内の床は不燃材料） |
| | はり | 耐火構造 | な し |
| | 屋根（上階床） | 不燃材料（耐火構造） | （平家建の建築物内のはり、屋根は不燃材料） |
| | 窓 | 禁 止 | 設備の周囲3m未満の窓は、禁止 |
| | 出 入 口 | 特定防火設備（延焼のおそれのある 外壁、他の部分との隔壁に設ける出入 口には自閉式の特定防火設備） | 設備の周囲3m未満の出入口は、自閉 式の特定防火設備 |
| 設 備 | 換 気 設 備 | 必 要（防火ダンパー） | |
| | 排 出 設 備 | 可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場合は必要（防火ダンパー） | |
| | 採 光 ・ 照 明 | 必 要 | |
| | 貯 留 設 備 等 | 貯留設備 | 貯留設備、床の周囲に排水溝 |
| | 設 備 の 固 定 | 危険物取扱設備の固定 | |
| | そ の 他 | タンクの直下に容量の50%以上 を収納する囲い又はしきいを高く する。 | タンクの直下に容量の50%以上を収納 する囲い |

1 区画室又は設備特例の選択

指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危省令第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。（H10 危19）

2 危険物取扱設備の位置

特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物取扱設備を室内に設けなければならないこと。（H10 危19）

(熱媒体油循環装置の一般取扱所)

危政令第19条第2項第9号

※位置、構造、設備の基準（危省令第28条の60の3） 早見表

| | | |
|--------------------|---|--|
| 適用除外条項 | | 危政令第9条第1項 第1号（保安距離）、第2号（保有空地）、第4号（地階） 第5号（建築構造）、第6号（屋根）、第7号（窓、出入口） 第8号（ガラス）、第9号（床）、第10号（採光、照明、換気） 第11号（排出設備） |
| 指定数量の倍数 | | 30未満（加熱するための危険物は高引火点危険物に限る。） |
| 位 置 | 保安距離 | 不 要 |
| | 保有空地 | |
| | 設置場所 | 建築物内 |
| | 他の部分との区画 | 出入口以外の開口部を有しない耐火構造の床又は壁（厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するもの） |
| 一般取扱所の用に供する部分の建築構造 | 階数制限 | 地階禁止 |
| | 壁 | 耐火構造 |
| | 柱 | |
| | 床 | 耐火構造、浸透しない構造、適当な傾斜 |
| | はり | 耐火構造 |
| | 屋根（上階床） | 不燃材料（耐火構造） |
| | 窓 | 禁 止 |
| 出入口 | 特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口には自閉式の特定防火設備） | |
| 設 備 | 換気設備 | 必 要（防火ダンパー） |
| | 排出設備 | 可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場合は必要（防火ダンパー） |
| | 採光・照明 | 必 要 |
| | 貯留設備等 | 貯留設備 |
| | そ の 他 | ・タンクの直下に容量の50%以上を収納する囲い ・危険物の体積膨張による危険物の漏えい防止構造 ・加熱設備には、過熱防止装置を設ける |

1 危険物取扱設備の位置

特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物取扱設備を室内に設けなければならないこと。
(H10 危19)

(危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所)

危政令第19条第2項第9

※位置、構造、設備の基準(危省令第28条の60の4) 早見表

| 区 分 | | 区画室 | 設備単位 |
|--------------------|---|--|---------------------------------|
| 適用除外条項 | | 危政令第9条第1項 第1号(保安距離) 第2号(保有空地) 第4号(地階) 第5号(建築構造) 第6号(屋根) 第7号(窓、出入口) 第8号(ガラス) 第9号(床) 第10号(採光、照明、換気) 第11号(排出設備) | 左記に加え 第12号(屋外流出防止) |
| 指定数量の倍数 | | 30未満 | 10未満 |
| 位 置 | 保安距離 | 不 要 | |
| | 保有空地 | 不 要 | 空地(設備の周囲3m) |
| | 設置場所 | 建築物内 | 建築物の屋上 |
| | 他の部分との区画 | 出入口以外の開口部を有しない耐火構造の床又は壁(厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するもの) | |
| 一般取扱所の用に供する部分の建築構造 | 階数制限 | 制限なし(地階可能) | |
| | 壁 | 耐火構造 | 囲い周囲3m未満の壁、柱は耐火構造(建築物の壁は耐火構造) |
| | 柱 | | |
| | 床 | 耐火構造、浸透しない構造、適当な傾斜 | 囲いの内部は浸透しない構造、適当な傾斜(建築物の床は耐火構造) |
| | はり | 耐火構造 | な し |
| | 屋根(上階床) | 不燃材料(耐火構造) | (建築物のはり、屋根は耐火構造) |
| | 窓 | 禁 止 | 囲いの周囲3m未満の窓は、禁止 |
| 出入口 | 特定防火設備(延焼のおそれのある外壁、他の部分との隔壁に設ける出入口には自閉式の特定防火設備) | 囲いの周囲3m未満の出入口は、自閉式の特定防火設備 | |
| 設 備 | 換気設備 | 必 要(防火ダンパー) | な し |
| | 排出設備 | 可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場合は必要(防火ダンパー) | |
| | 採光・照明 | 必 要 | |
| | 貯留設備等 | 貯留設備 | 貯留設備、油分離装置 |
| | 設備の固定 | | 屋上に固定 |
| | その他 | | ・キュービクル式のもの ・周囲に高さ0.15m以上の囲い |

- 1 第1節第2「共通事項」1について適用して差し支えない。
- 2 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危省令第28条の60の4第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危省令第28条の60の4第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H24消防危第132号)
- 3 危省令第28条の60の4第2項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物取扱設備を室内に設けなければならないものであり、同条第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。(H24 消防危第132号)

(高引火点危険物の一般取扱所)

危政令第19条第2項第9号

| 区 分 | | 高引火点危険物の特例 | |
|---------|---------|---|------------|
| | | 基本形態 | 特例形態 (充てん) |
| 位 置 | 保 安 距 離 | 必 要 (高圧ガス施設のうち不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱うもの及び特別高圧架空配線に係る保安距離の確保は不要) | |
| | 保 有 空 地 | 必 要 (3m以上) | |
| 建 築 構 造 | 地 階 | 設置可能 | |
| | 屋 根 | 不燃材料 | 耐火構造又は不燃材料 |
| 設 備 | 静電気除去装置 | 不 要 | |
| | 避 雷 設 備 | | |

高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物をいう。）のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所については、危政令第19条第1項、第2項（同項で規定されているものに限る。）又は第3項（危省令第28条の61、危省令第28条の62（充てんの一般取扱所に係る基準の特例））のいずれの特例基準によることもできること。（H1危14、特34）

その他

1 特例適用の解釈

危政令第 19 条第 2 項に規定される一般取扱所であっても、危政令第 23 条の適用を否定するものではない。
また、危政令第 19 条第 2 項各号に掲げられた取扱形態以外の形態を有する一般取扱所のうち、危政令 19 条第 2 項各号と同等の安全性を有すると判断されるものについても、危政令第 23 条の適用を否定するものではない。（平成 10 年 3 月 4 日消防危第 19 号）

2 単独荷卸し

一般取扱所で地下タンクを有するものにおける、移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者による単独荷卸しに必要な安全対策等については、平成 17 年 10 月 26 日消防危 245 号「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」によること。